

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二元
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 二元

告 示

福島県告示第三十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から平成二十六年十二月九日付けで申請のあつた定款の変更について、平成二十七年一月九日認可した。
 平成二十七年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第三十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から平成二十六年十二月十七日付けで申請のあつた定款の変更について、平成二十七年一月九日認可した。
 平成二十七年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

公 告

公告第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
 平成二十七年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請のあつた年月日
平成二十七年一月六日
- 二 名称
NPO法人日中線しだれ桜プロジェクト
- 三 代表者の氏名
唐橋 脩
- 四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市中町二千八百七十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、先人が遺した歴史的・文化的遺産を継承するとともに喜多方市民が後世に誇れる観光資産を創造するために、現存する「日中線しだれ桜散歩道」を日中線跡地に沿って桜を植え、旧日中線熱塩駅まで延長して日本一の桜ロードにすることを目的とする。

（文化振興課）